

目標数値に向けて 抑制効果試算

(国保レセプトによる試算)

コンビニ受診抑制による効果試算	393,857
はしご受診抑制による効果試算(最小)	648,000
はしご受診抑制による効果試算(最大)	1,758,857
ジェネリック医薬品切替による抑制効果試算	300,000
所得制限導入による抑制効果試算	4,687,685
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度活用による抑制効果試算	1,928,445

抑制効果合計(最小)	7,957,987
抑制効果合計(最大)	9,068,844

コンビニ受診抑制による効果試算（保険診療以外分=小児医療費分）

倉敷中央病院でのコンビニ受診の疑いと見られるもの (4か月分 件数)	14	A
川崎医大付属病院でのコンビニ受診の疑いと見られるもの (4か月分 件数)	8	B
合計件数 (内訳 6歳以上4件 6歳未満 18件)	22	C A+B
1年間の件数を試算すると	66	D C×3
【以下の条件で試算】 内訳を 6歳以上 12件 6歳未満 54件		
時間外加算分 6歳以上 時間外診療(@255円)休日(@750円)深夜(@1440円)をそれぞれ4件として試算		
6歳未満 時間外診療(@400円)休日(@730円)深夜(@1390円)をそれぞれ18件として試算		
6歳以上 時間外診療	1,020	E 255円×4件
6歳以上 休日	3,000	F 750円×4件
6歳以上 深夜	5,760	G 1440円×4件
6歳未満 時間外診療	7,200	H 400円×18件
6歳未満 休日	13,140	I 730円×18件
6歳未満 深夜	25,020	J 1390円×18件
1年間の時間外診療加算分(国保分)	55,140	E+F+G+H+I+J
1年間の時間外診療加算分(社保分)	338,717	国保:社保=14:86の割合で試算
1年間の時間外診療加算分試算額	393,857	国保分+社保分

はしご受診抑制による効果試算

平成25年3月診療分(国保分)		
(ケース1)		
はしご受診(1週間以内の受診)の疑い(資料5-2の網掛け分)	10件	A
診療した医療機関総数	24機関	B
このうち重複して初診料がかかっている医療機関数	14	C B-A
初診料合計(@540円)	7,560	D C×540
1年間の初診料合計(国保分)	90,720	E D×12
1年間の初診料合計(社保分)	557,280	F 国保:社保=14:86
1年間の初診料試算額	648,000	E+F
(ケース2)		
はしご受診(1週間を超えての受診を含む)の疑い(資料5-2)	17件	A
診療した医療機関総数	41機関	B
このうち重複して初診料がかかっている医療機関数	24	C B-A
初診料合計(@540円)	12,960	D C×540
1年間の初診料合計(国保分)	155,520	E D×12
1年間の初診料合計(社保分)	955,337	F 国保:社保=14:86
1年間の初診料試算額	1,110,857	E+F
平成24年9月診療分(国保分)		
(ケース1)		
はしご受診(1週間以内の受診)の疑い(資料5-3の網掛け分)	22件	A
診療した医療機関総数	51機関	B
このうち重複して初診料がかかっている医療機関数	29	C B-A
初診料合計(@540円)	15,660	D C×540
1年間の初診料合計(国保分)	187,920	E D×12
1年間の初診料合計(社保分)	1,154,366	F 国保:社保=14:86
1年間の初診料試算額	1,342,286	E+F
(ケース2)		
はしご受診(1週間を超えての受診を含む)の疑い(資料5-3)	26件	A
診療した医療機関総数	64機関	B
このうち重複して初診料がかかっている医療機関数	38	C B-A

初診料合計(@540円)	20,520	D C × 540
1年間の初診料合計(国保分)	246,240	E D × 12
1年間の初診料合計(社保分)	1,512,617	F 国保: 社保 = 14: 86
1年間の初診料試算額	1,758,857	E+F

夜間・休日等時間外診療調査

倉敷中央病院	受診件数	時間外診療件数	時間外受診割合	6歳未満	6歳以上
平成23年9月診療分	36	17	0.472	11	6
平成24年3月診療分	38	15	0.395	8	7
平成24年9月診療分	26	13	0.500	11	2
平成25年3月診療分	31	7	0.226	6	1
合計				36	16
川崎医大付属病院	受診件数	時間外診療件数	時間外受診割合	6歳未満	6歳以上
平成23年9月診療分	20	5	0.250	4	1
平成24年3月診療分	18	7	0.389	2	5
平成24年9月診療分	16	5	0.313	3	2
平成25年3月診療分	34	3	0.088	0	3
合計				9	11
総合計				45	27
1年間の件数を試算すると				135	81
【以下の条件で試算】					
6歳未満 時間外診療@2000円 休日@3650円 深夜@6950円をそれぞれ45件として試算(うち保険外診療分 それぞれ400円 730円 1390円)					
6歳以上 時間外診療@850円 休日@2500円 深夜@4800円をそれぞれ27件として試算(うち保険外診療分 それぞれ255円 750円 1440円)					
6歳未満 時間外診療				18,000	
6歳未満 休日				32,850	
6歳未満 深夜				62,550	
6歳以上 時間外診療				6,885	
6歳以上 休日				20,250	
6歳以上 深夜				38,880	

1年間の時間外診療加算分(国保分)	179,415
1年間の時間外診療加算分(社保分)	1,077,549
1年間の時間外診療加算分試算額(保険外診療分)	1,256,964

目標数値に向けて 抑制効果試算

(国保レセプトによる試算)

コンビニ受診抑制による効果試算	1,852,857
はしご受診抑制による効果試算(最小)	3,240,000
はしご受診抑制による効果試算(最大)	8,794,286
ジェネリック医薬品切替による抑制効果試算	300,000
所得制限導入による抑制効果試算	4,687,685
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度活用による抑制効果試算	1,928,445

抑制効果合計(最小)	12,008,987
抑制効果合計(最大)	17,563,273

コンビニ受診抑制による効果試算

倉敷中央病院でのコンビニ受診の疑いと見られるもの (4か月分 件数)	14	A
川崎医大付属病院でのコンビニ受診の疑いと見られるもの (4か月分 件数)	8	B
合計件数 (内訳 6歳以上4件 6歳未満 18件)	22	C A+B
1年間の件数を試算すると	66	D C×3
【以下の条件で試算】 内訳を 6歳以上 12件 6歳未満 54件		
時間外加算分 6歳以上 時間外診療(@850円)休日(@2500円)深夜(@4800円)をそれぞれ4件として試算		
6歳未満 時間外診療(@2000円)休日(@3650円)深夜(@6950円)をそれぞれ18件として試算		
6歳以上 時間外診療	3,400	E 850円×4件
6歳以上 休日	10,000	F 2500円×4件
6歳以上 深夜	19,200	G 4800円×4件
6歳未満 時間外診療	36,000	H 2000円×18件
6歳未満 休日	65,700	I 3650円×18件
6歳未満 深夜	125,100	J 6950円×18件
1年間の時間外診療加算分(国保分)	259,400	E+F+G+H+I+J
1年間の時間外診療加算分(社保分)	1,593,457	国保:社保=14:86の割合で試算
1年間の時間外診療加算分試算額	1,852,857	国保分+社保分

はしご受診抑制による効果試算

平成25年3月診療分(国保分)		
(ケース1)		
はしご受診(1週間以内の受診)の疑い(資料5-2の網掛け分)	10件	A
診療した医療機関総数	24機関	B
このうち重複して初診料がかかっている医療機関数	14	C B-A
初診料合計(@2700円)	37,800	D C×2700
1年間の初診料合計(国保分)	453,600	E D×12
1年間の初診料合計(社保分)	2,786,400	F 国保:社保=14:86
1年間の初診料試算額	3,240,000	E+F
(ケース2)		
はしご受診(1週間を超えての受診を含む)の疑い(資料5-2)	17件	A
診療した医療機関総数	41機関	B
このうち重複して初診料がかかっている医療機関数	24	C B-A
初診料合計(@2700円)	64,800	D C×2700
1年間の初診料合計(国保分)	777,600	E D×12
1年間の初診料合計(社保分)	4,776,686	F 国保:社保=14:86
1年間の初診料試算額	5,554,286	E+F
平成24年9月診療分(国保分)		
(ケース1)		
はしご受診(1週間以内の受診)の疑い(資料5-3の網掛け分)	22件	A
診療した医療機関総数	51機関	B
このうち重複して初診料がかかっている医療機関数	29	C B-A
初診料合計(@2700円)	78,300	D C×2700
1年間の初診料合計(国保分)	939,600	E D×12
1年間の初診料合計(社保分)	5,771,829	F 国保:社保=14:86
1年間の初診料試算額	6,711,429	E+F
(ケース2)		
はしご受診(1週間を超えての受診を含む)の疑い(資料5-3)	26件	A
診療した医療機関総数	64機関	B
このうち重複して初診料がかかっている医療機関数	38	C B-A

初診料合計(@2700円)	102,600	D C × 2700
1年間の初診料合計(国保分)	1,231,200	E D × 12
1年間の初診料合計(社保分)	7,563,086	F 国保: 社保 = 14: 86
1年間の初診料試算額	8,794,286	E+F

ジェネリック医薬品切替による抑制効果試算表

	国保 ジェネリック削減分			社保 ジェネリック削減見込分			国保+社保 ジェネリック削減見込分		
	3歳未満	3歳以上	小学生	3歳未満	3歳以上	小学生	3歳未満	3歳以上	小学生
2012年10月診療分	0	0	3,680	0	0	24,453	0	0	28,133
2012年11月診療分	0	1,006	2,079	0	5,001	13,587	0	6,007	15,666
2012年12月診療分	0	376	2,413	0	2,411	16,927	0	2,787	19,340
2013年1月診療分	402	549	1,306	2,897	2,721	8,489	3,299	3,270	9,795
2013年2月診療分	326	1,484	1,147	2,503	1,698	10,400	2,829	3,182	11,547
2013年3月診療分	226	1,440	3,713	2,089	7,872	23,775	2,315	9,312	27,488
合計	954	4,855	14,338	7,489	19,703	97,631	8,443	24,558	111,969

半年分の削減見込額	144,970
-----------	---------

1年間の削減見込額	300,000
-----------	---------

所得制限導入による抑制効果試算

所得制限超人数	155	児童手当特例給付受給者から
国保	20 (A)	
社保	135 (B)	
対象人数(平成25年3月末日住民基本台帳人口)	8,428 (C)	
国保人数推計	1,180 (D) 全体の14% $C \times 0.14$	
社会保険人数推計	7,248 (E) 全体の86% $C \times 0.86$	
所得制限越人数の割合		
国保	0.017 (F) A/D	
社保	0.019 (G) B/E	
平成24年度決算数値から		
国保分医療費	35,058,267 (H)	
社保分医療費	215,352,398 (I)	
所得制限超対象者の医療費推計		
国保分推計医療費	595,990 (J) $H \times F$	
社保分推計医療費	4,091,695 (K) $I \times G$	
合計	4,687,685	$J+K$

* 所得制限限度額を児童手当特例給付受給判定ラインとした

* 児童手当は、公務員については所属庁で支払うため、その部分が未計上

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度活用による抑制効果試算

見舞金支給額 (小学校)	567,877	1割相当分
見舞金支給額 (幼稚園)	44,040	1割相当分
見舞金支給額 (公立保育所)	68,367	1割相当分
医療費推計額 (小学校)	1,703,631	(A) 3割相当分
医療費推計額 (幼稚園)	88,080	(B) 2割相当分
医療費推計額 (公立保育所)	136,734	(C) 2割相当分

医療費抑制効果試算	1,928,445	A+B+C
-----------	-----------	-------